

# 現場報告① 「特定技能制度の課題」

「望ましい外国人材受け入れ制度を考える」公開研究会  
2022/05/31 @オンライン

朝日新聞社GLOB編集部  
織田一

## outline

1. 特定技能の現状
2. 課題①不十分な支援体制
3. 課題②低い日本語能力
4. 課題③都市集中
5. これからの動き

# outline

1. 特定技能の現状
2. 課題①不十分な支援体制
3. 課題②低い日本語能力
4. 課題③都市集中
5. これからの動き

## 特定技能制度運用状況①

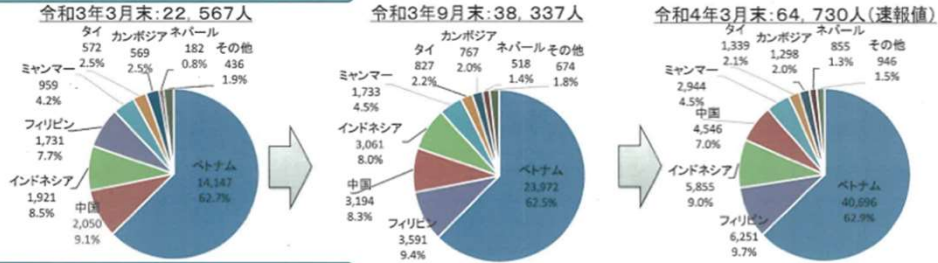
出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

特定技能在留外国人数の推移(平成31年4月～令和4年3月末現在)(速報値)

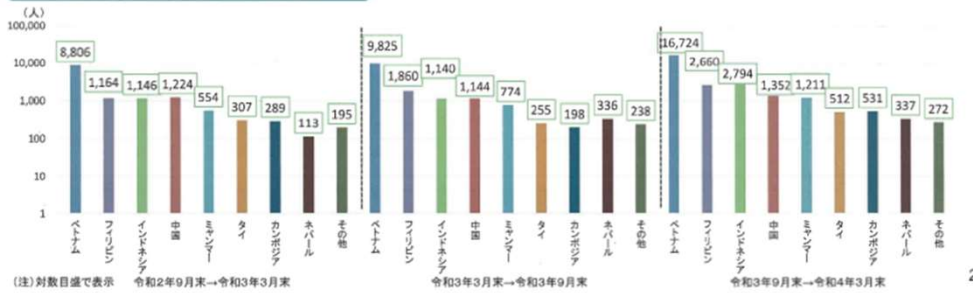


### 特定技能制度運用状況②

#### 国籍・地域別特定技能在留外国人数の推移



#### 国籍・地域別特定技能在留外国人増加数

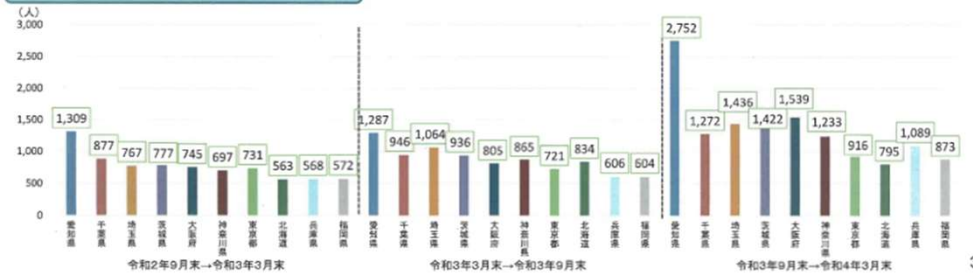


### 特定技能制度運用状況③

#### 都道府県別特定技能在留外国人数の推移



#### 都道府県別特定技能在留外国人増加数

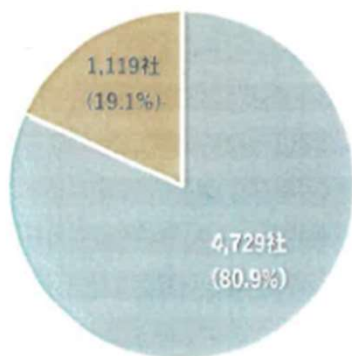


## outline

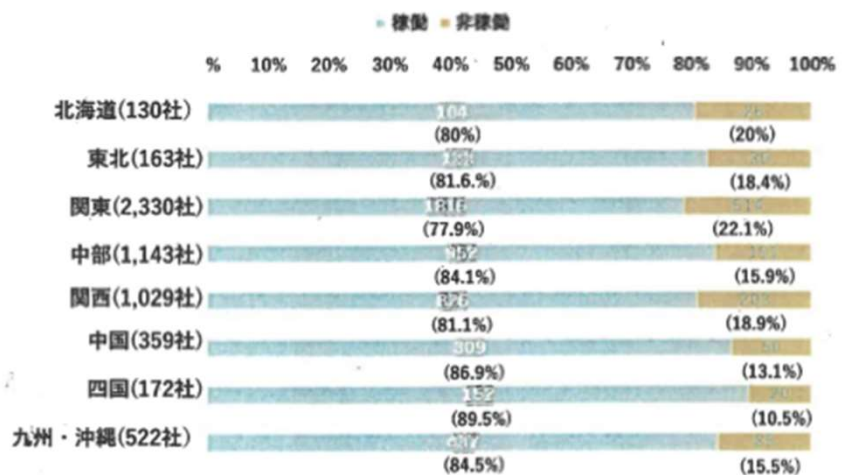
1. 特定技能の現状
2. 課題①不十分な支援体制
3. 課題②低い日本語能力
4. 課題③都市集中
5. これからの動き

## 登録支援機関の稼働状況

稼働率【全国】  
(有効回答5,848社)



稼働率【エリア別】  
(有効回答5,848社)

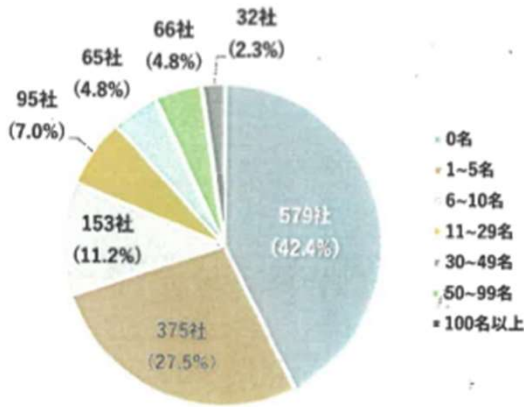


(Next Innovation 調べ)

## 登録支援機関の支援人数

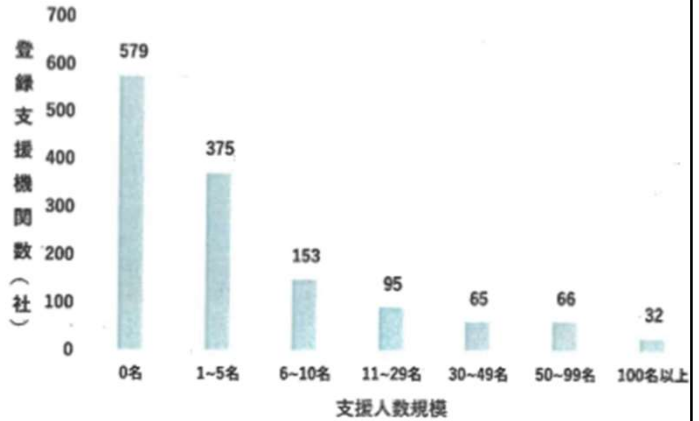
### 支援人数別割合【非稼働事業社除く】

(有効回答1365社)



### 支援人数規模別社数【非稼働事業者除く】

(有効回答社1365社)



(Next Innovation 調べ)

## 法令遵守した運営コスト

■代表的な支援義務項目の業務コストから算出

☞月次業務コストは少なくとも33万円以上

業務コスト：2,500円/時、通訳片注費：5,000円/時

支援項目	支援担当者	通訳片注	時間 (h)	業務コスト/回
✦手前ガイダンス (1~3h以上実施義務) ※母国語等での実施義務				
→母国語と日本語ができるバイリンガルの支援担当者が実施	1人		1~3h	2,500円~7,500円
→母国語通訳者を外注し支援担当者と同席による実施	1人	1人	1~3h	7,500円~22,500円
✦生活オリエンテーション (4~8h以上実施義務) ※母国語等での実施義務				
→母国語と日本語ができるバイリンガルの支援担当者が実施	1人		4~8h	10,000円~20,000円
→母国語通訳者を外注し支援担当者と同席による実施	1人	1人	4~8h	30,000円~80,000円
✦相談・苦情窓口設け (週のうち平日3日&休日1日以上・夜間対応義務) ※母国語等での実施義務				
→母国語と日本語ができるバイリンガルの支援担当者が実施	1人		8h~12h/日×4日×4週	320,000円~480,000円
→母国語通訳者を外注し支援担当者と同席による実施	1人	1人	8h~12h/日×4日×4週	960,000円~1,440,000円
✦定期面談&定期報告書作成義務 (3カ月に1回以上) ※母国語等での実施義務				
→対外国人：母国語と日本語ができるバイリンガルの支援担当者が実施	1人		0.5h (3カ月に1回の場合の月換算0.17h)	416円
→対外国人：母国語通訳者を外注し支援担当者と同席による実施	1人	1人	0.5h (3カ月に1回の場合の月換算0.17h)	1,250円
→対上長：支援担当者が実施	1人		0.5h (3カ月に1回の場合の月換算0.17h)	416円
→定期報告書作成義務	1人		0.5h (3カ月に1回の場合の月換算0.17h)	416円
✦日本語学習支援義務				
→Eラーニングツール活用の場合				対外国人1人あたり月次コスト 2,000円~10,000円

(Next Innovation 調べ)

## 花畑牧場ストに「職場放棄」 ベトナム人職員に損害請求

### 札幌地域労組は撤回求める

生キャラメルで知られる「花畑牧場」（中札内村、田中義剛社長）で1月、ベトナム人従業員が待遇改善を求めてストライキを起し、会社側が従業員に計200万円の損害賠償を請求したことが、24日わかった。従業員を支援する労働組合は「労働条件改善のための正当な行為」と主張。一方会社側は、労組結成前のストで「職場放棄だ」としている。

札幌地域労組が24日、会見して明らかにした。

同労組によると、花畑牧場の十勝第2工場（中札内村）で1月26日、ベトナム人従業員38人が寮の水道光熱費の値上げに抗議してス



ストによる損害賠償請求の撤回を花畑牧場に求めたと発言した札幌地域労組の幹部（帯広市）

札幌地域労組の鈴木一、副委員長は24日の会見で、

「正式な労組結成前のストだが、労働条件の維持・向上が目的で正当性がある。報復行為は認められない」と話した。同労組は花畑牧場に対し、賠償請求などは団体交渉権を定めた憲法や労働組合法などに違反するとして、撤回や謝罪を求めた。

一方、花畑牧場の田中社長は「ストは労組があつての行為で、所定の手続きも経ずにいきなり休むのは職場放棄。業務妨害にあたるので厳しい措置をとった」と話している。（中沢滋人）

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

## 花畑牧場、対応を謝罪

### 従業員側と和解 告訴取り下げ

タレントの田中義剛氏が社長を務める「花畑牧場」（本社・中札内村）で、ベトナム人従業員が待遇改善を求めストライキを行い、会社側が従業員に計200万円の損害賠償を請求したことが19日、わかった。

同社はストを主導したとしてベトナム人従業員3人に求めた損害賠償請求と、名誉毀損容疑で道警に出した刑事告訴も取り下げた。

ベトナム人従業員を支援する札幌地域労組によると、和解は18日に成立。同日、札幌市内で田中社長と労組関係者が話し合い、田中社長は一連の対応が不適切だったと認め、謝罪したという。

3人は、3月中旬で契約期間満了として契約更改されていなかったが、同社は入管当局に提出していた書類の契約期間通り、今年9～10月までの賃金も解決金として支払う。

（中沢滋人）

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

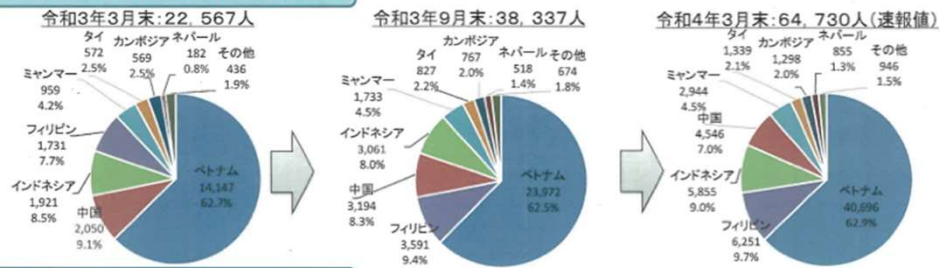
# outline

1. 特定技能の現状
2. 課題①不十分な支援体制
3. 課題②低い日本語能力
4. 課題③都市集中
5. これからの動き

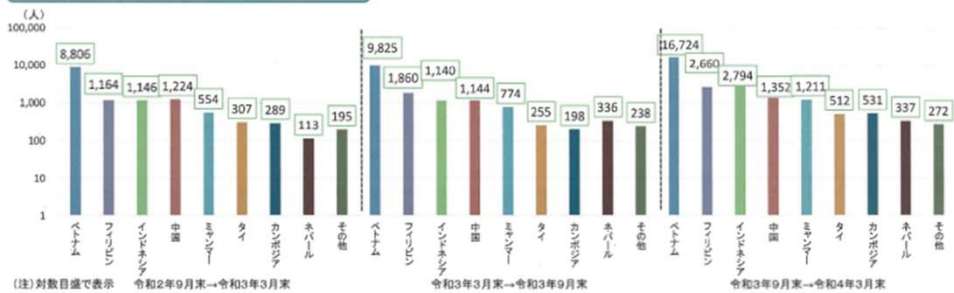
## 特定技能制度運用状況②

出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

国籍・地域別特定技能在留外国人数の推移



国籍・地域別特定技能在留外国人増加数



(注)対数目盛で表示 令和2年9月末→令和3年3月末

令和3年3月末→令和3年9月末

令和3年9月末→令和4年3月末

# outline

1. 特定技能の現状
2. 課題①不十分な支援体制
3. 課題②低い日本語能力
4. 課題③都市集中
5. これからの動き

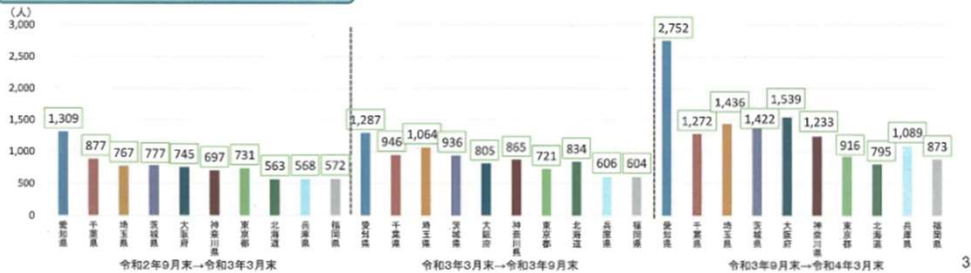
## 特定技能制度運用状況③

出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

都道府県別特定技能在留外国人数の推移



都道府県別特定技能在留外国人増加数





## outline

1. 特定技能の現状
2. 課題①不十分な支援体制
3. 課題②低い日本語能力
4. 課題③都市集中
5. これからの動き

朝日新聞 2022年1月15日 朝刊 27ページ 東京本社

### ■技能実習見直しへ勉強会

技能実習と、14分野で働ける「特定技能」の外国人向けの両制度を見直す検討をするため、出入国在留管理庁は14日に勉強会を設置した。有識者や両制度に関わる人たちからヒアリングし、制度の現状を整理して課題を洗い出す。古川禎久法相は同日の記者会見で、「改めるべきは改めるという誠実さを旨とし、制度のあり方について多角的観点から検討を進めたい」と語った。

両制度はそれぞれの法律の付則で、時期を定めて見直しに向けた検討が求められており、勉強会はこの規定を踏まえたもの。

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。  
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

# 特定技能2号初の認定 中国籍男性「家族呼んで生活できる」

特定技能2号に認定された翁飛さん  
IIエコプロジェクト協同組合提供



■在留資格「技能実習」と「特定技能」の主な違い

技能実習	特定技能	
	1号	2号
原則不可	可	可
最長5年	在留期間 通算5年	上限なし
不可	家族帯同	可

少子高齢化の進展で労働力不足が深刻化するなか、18年の臨時国会で成立した改正出入国管理法で創設された在留資格。19年4月に受け入れが始まった。技能水準に応じ1号と2号に分かれる。「相当程度の知識または技能」が必要な1号は建設や介護など12分野が対象。昨年12月末時点で4万9666人。資格を得るには業種別の技能試験と日本語能力試験に合格しなければならない。技能実習生で3年の経験があれば無試験で資格変更もできる。「熟練した技能」を要する2号は建設と造船・船用工業の2分野が対象。

## 特定技能

外国人労働者の受け入れを拡大するために創設された在留資格「特定技能」。

制度スタートから3年たった今年4月、熟練した技能が必要な「2号」の資格を持つ外国人が全国で初めて誕生した。岐阜県各務原市の建設会社で働く中国籍の翁飛さん(36)だ。

「これからは家族を呼んで一緒に生活できるのが一番うれしい」。翁さんが今後の仕事への意気込みとともに口にした言葉からは、日本で働く外国人が置かれていた境遇のつらさがにじむ。

2010年11月に建築の技能を学ぶために初めて来日した。同市内の建設会社

「コンクリートポンプ」で技能習生として3年間働いていた翁飛さん。15年5月には建設業の人手不足を解消するために緊急に設けられた「外国人建設就労者」として再日本した。同社で3年間、勤め終えて再び母国に戻った。

18年11月に技能実習生として3度目の来日を果たした。2年後の20年11月、技能実習の経験が一定期間を超えたため、在留資格を相対する。当程度の技能が必要な「特定技能1号」に変更。同社で主任技術者として業務経験を積み、コンクリート

を得た。だが、2号を取得しただけで日本での久しぶりの再会が遠からず実現できなかった。在留期限の上限もなかった。将来の展望も出てきた。「もっと勉強して日本の法制度はこれまで、技能実習生ら外国人労働者が家族と一緒に暮らしながら、長期間働こうとできない仕組みになっていた。いい仕事にならないうつらかった」。

「非人道的だ」との批判も絶えないが、一部を改善する形で導入されたのが19年4月に始まった特定技能制度だ。技能実習から1号、2号に2号へと日本で働けるようになった。2号では事実上、在留期限の上限はなく、家族の帯同も認められる。

翁さんは3度目の来日以降、会社の寮で生活をしていく。コロナ禍で中国への一時帰国もできなくなり、家族には2年ほど会っていない。

作業の段取りや作業員への配慮もでき、現場監督などの信頼も厚いという。同社の加納副社長は「勤めて技術も高く現場をリードしてくれた。優秀な人材を長く雇用できるのは会社としてもありがたい」と喜ぶ。同社で働く別の中国人2人も2号の申請準備を進めているという。(松永佳博)

わたり日本で働いてきた。ただ、在留期限の上限があったため、一時帰国をせざるを得なかった。妻(36)と長男(12)を中国から呼び寄せることもできなかった。日本の法制度はこれまで、技能実習生ら外国人労働者が家族と一緒に暮らしながら、長期間働こうとできない仕組みになっていた。いい仕事にならないうつらかった。

「非人道的だ」との批判も絶えないが、一部を改善する形で導入されたのが19年4月に始まった特定技能制度だ。技能実習から1号、2号に2号へと日本で働けるようになった。2号では事実上、在留期限の上限はなく、家族の帯同も認められる。

翁さんは3度目の来日以降、会社の寮で生活をしていく。コロナ禍で中国への一時帰国もできなくなり、家族には2年ほど会っていない。

朝日新聞社 無断複製を禁じます。 全ての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。